

第4 水産業

【解説】

ここには、「漁業センサス」、「海面漁業生産統計調査」、「内水面漁業生産統計調査」、「漁業経営調査」、「水産物流通調査」及び「漁業産出額」結果から、漁業経営体、漁業・養殖業の生産量及び産出額、漁業経営体の経営収支、水産加工に関する統計並びに「6次産業化総合調査」結果から、漁業・漁村における6次産業化の取組状況に関する統計を収録した。

1 調査の概要

(1) 漁業センサス（2013年漁業センサス）

ア 調査の構成

海面漁業調査、内水面漁業調査及び流通加工調査の3つの調査で構成されている。

イ 調査対象

海面漁業調査は、海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体（福島県については、試験操業を行っている漁業経営体を含む。）、漁業管理組織及び沿岸地区の漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する漁業協同組合）並びにこれらの市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であって、行政施策上農林水産大臣が必要と認めるものを調査対象とした。

なお、福島県の漁業管理組織には、組織の実態はあるが東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、操業を自粛している4市町12組織（相馬市7、南相馬市1、浪江町2、新地町2組織）は含まない。

内水面漁業調査は、共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で地域における漁業生産上重要なものにおいて、水産動植物の採捕の事業を営む内水面漁業に係る漁業経営体及び内水面において養殖の事業を営む漁業経営体を調査対象とした。

流通加工調査は、魚市場、水産加工業並びに冷凍及び冷蔵施設を営む事業所を調査対象とした。

ウ 調査期日

平成25年11月1日現在（流通加工調査は、平成26年1月1日現在）

エ 調査方法

海面漁業調査のうち、漁業経営体に関する調査については、農林水産省－都道府県－市区町村－調査員の系統で、調査客体による自計報告調査（一部、面接調査）で実施した。

その他の調査については、農林水産省－地方組織－調査員の系統で、調査客体による自計報告調査（一部、面接調査）で実施し、流通加工調査の調査票の回収はオンラインによる方法も可能とした。

オ 2013年漁業センサスの主な変更点

流通加工調査の冷凍・冷蔵、水産加工場調査において、水産加工品の品目を2008年漁業センサスの21項目から68項目に細分化した。

(2) 海面漁業生産統計調査

ア 調査対象

海面漁業生産統計調査（海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収獲統計調査）は、海面に沿う市区町村及び漁業法第86条第1項に基づく市町村指定（昭和31年7月17日農林省告示第427号）の区域内にある海面漁業経営体及び水揚機関を対象とした。

また、外国の法人等に用船された漁船のうち、漁獲物が内国貨物扱いされるものは調査対象とした。

イ 調査期間

毎年1月1日から12月31日まで

なお、遠洋漁業等で年を越えて操業した場合は、港に入港した日の属する年に含めて調査を行った。

ウ 調査方法

調査対象からの自計申告又は統計調査員による面接聞き取りの方法及び水揚機関の事務所の電子計算機又は紙に出力された記録を閲覧し調査票に転記する他計調査の方法により行った。

(3) 内水面漁業生産統計調査

ア 調査対象

(ア) 内水面漁業漁獲統計調査

漁業センサス実施年以外の年については、漁業権の設定等が行われている年間漁獲量50トン（平成20年以前にあっては100トン）以上の河川及び湖沼並びに年間漁獲量が50トン（平成20年以前にあっては100トン）未満の河川及び湖沼であっても、国の施策上、毎年の調査が必要なものとして指定する河川及び湖沼を管轄する内水面漁業協同組合並びにこれらの河川及び湖沼に係る内水面漁業経営体を対象とした。

なお、漁業センサス実施年（平成25年）については、漁業権の設定等が行われている全ての河川及び湖沼を管轄する内水面漁業協同組合並びに同河川及び同湖沼に係る内水面漁業を営む漁業経営体を対象とした。

ただし、湖沼のうち、琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦は、本調査の対象から除いている（次の(イ)において同じ。）。

(イ) 内水面養殖業収獲統計調査

全国のます類、あゆ、こい及びうなぎを養殖する全ての内水面養殖業経営体を対象とした。

イ 調査期間

毎年1月1日から12月31日まで

ウ 調査方法

委託事業者が内水面漁業協同組合、漁業経営体又は養殖業経営体に対し郵送、FAX、オンライン又は委託事業者が任命した調査員により調査票を配布し、及び回収する方法で行った。

(4) 海面漁業・養殖業産出額

ア 調査対象

推計の対象は、海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収獲統計調査の対象魚種である。

イ 調査期間

推計期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年間

ウ 集計・推計方法（海面漁業・養殖業産出額）

海面漁業生産統計調査結果から得られる魚種別生産量等に魚種別産地市場価格等を乗じて推計した。

(5) 漁業経営調査（個人経営体調査）

ア 調査対象

全国の漁業経営体のうち、第2種兼業の漁業経営体を除く個人であり、海面漁業を営む経営体を対象とし、以下のとおり分類した。

(ア) 漁船漁業

海面において主として動力漁船を用いて漁船漁業を営む経営体

なお、使用動力漁船の合計トン数により、3トン未満、3～5、5～10、10～20、20～30、30～50、50～100及び100トン以上の8階層に区分した。

(イ) 小型定置網漁業

海面において主として小型定置網漁業を営む経営体

イ 調査期間

毎年1月1日～12月31日までの1年間

ウ 調査方法

調査経営体による収支・労働に関わる日記帳の記帳（自計調査）及び職員の面接調査による聞き取り調査を併用して取りまとめる方法、若しくは、調査経営体が税務申告関係帳簿類等を用いて調査票へ記入（自計調査）する方法のいずれかにより行った。

エ 東日本大震災の影響への対応

漁船漁業の調査結果については、情報収集により把握した岩手県及び宮城県の漁業経営体数を用いウエイトを算出し集計した。

なお、漁業が行えなかった等から福島県を含まない。

(6) 水産加工統計調査

ア 調査対象

全国の水産加工品を生産する陸上加工経営体を都道府県別・加工種別に生産量の大きい順に配列し、生産量の85%を超えるまでの陸上加工経営体を調査対象とした。

なお、陸上加工経営体とは、販売を目的とした水産加工品を生産する加工場又は加工施設を有し、専従の従業者がいる経営体をいう。

イ 調査期間

毎年1月1日から12月31日までの1年間

ウ 調査方法

以下のいずれかの方法により実施した。

(ア) 調査員による面接調査又は関係団体の資料を利用して行う方法

(イ) 調査員が調査対象者に調査票を配布し、回収する自計調査の方法

(ウ) 調査対象者に調査票を郵送により配布し、郵送又はFAXで回収する自計調査の方法

(エ) 調査対象者が作成した調査票データをオンラインにより収集する自計調査の方法

(7) 漁業・漁村の6次産業化調査

ア 調査対象

2008年漁業センサス（海面漁業調査（海面漁業経営体調査））において把握した水産加工場を営む海面漁業経営体及び2008年漁業センサス（流通加工調査）において把握した沿海地区の漁協等が運営する水産加工場、漁協等からの情報収集により把握した海面漁業経営体及び沿海地区の漁協等が運営する水産物直売所とした。

また、平成27年度から、2013年漁業センサス結果により把握した漁家民宿を営む海面漁業経営体、2013年漁業センサス結果及び平成24年経済センサス（活動調査）により把握した漁家レストランを営む海面漁業経営体及び漁業協同組合、漁協等からの情報収集により把握した漁家民宿又は漁家レストランを営む海面漁業経営体並びに沿海地区の漁協等が運営する漁家レストランを追加した。

イ 調査対象期間及び調査実施時期

(7) 調査対象期間

平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）の1年間とした。

ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な平成28年度の期間を含む1年間とした。

(4) 調査実施時期

平成29年10月から平成29年11月までの間に実施した。

ウ 調査方法

次のいずれかの方法により実施した。

(7) 調査対象を販売金額規模により区分し、販売金額1億円未満は、民間事業者に調査を委託し、民間事業者が調査対象者に調査票を郵送で配布し、郵送で回収する自計調査の方法

(4) 販売金額1億円以上及び新規の調査対象者については、農林水産省から調査対象者に調査票及び政府統計共同利用システムのID等を郵送し、郵送又はオンライン調査システムにより調査票を回収する自計調査の方法

エ 統計利用上の留意事項

各統計表の事業体数及び経営体数は、1の位を四捨五入している。

（例：4経営体→0経営体）

2 調査上の主な約束事項（用語等の解説）

漁業経営体

過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。

ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

漁船

過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。

経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を自営する経営体をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。 なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合	水産業協同組合法第2条に規定する漁業生産組合をいう。
共同経営	二つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。 ア 過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）により決定した経営体階層 大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層 イ 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により決定した経営体階層 上記ア以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層を決定した。
漁業の海上作業	ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上におけるすべての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船のすべての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。）。 イ 定置網漁業では、網の張り立て（網を設置することをい

	う。）、取替え、漁船の航行、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること。）をいう。
	ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上の引き子の作業をいう。
	エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む。）。
	オ 養殖業では、次の作業をいう。
	(7) 海上養殖施設での養殖
	a 漁船を使用しての養殖施設までの往復
	b いかだや網等の養殖施設の張立て並びに取り外し
	c 採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行うすべての作業
	(イ) 陸上養殖施設での養殖
	a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）でのすべての作業
	b 養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）の掃除
	c 池及び水槽の見回り
	d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）
	e 収獲物の取り上げ作業
漁業就業者	満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者をいう。
個人経営体の専兼業分類	
専業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業からのみであった場合をいう。
第1種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。
基幹的漁業従事者	個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自家漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。
内水面漁業経営体	共同漁業権の在する天然の湖沼その他の湖沼（以下「湖沼」という。）における水産動植物の採捕の事業、又は内水

	面における養殖の事業を、過去1年間に、利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として営んだ世帯又は事業所のことをいう。 なお、内水面における養殖とは、内水面において計画的かつ継続的に給餌又は施肥を行い、養殖用又は放流用の種苗若しくは成魚を養成することをいう。
漁獲量	漁労作業により得られた水産動植物の採捕時の原形重量をいい、乗組員の船内食用、自家用（食用又は贈答用）、自家加工用、販売活餌等を含む。 ただし、次のものは除外した。 ア 操業中に丸のまま海中に投棄したもの イ 沈没により滅失したもの ウ 自家用の漁業用餌料（たい釣のためのえび類、敷網等のためのあみ類等）として採捕したもの エ 自家用の養殖用種苗として採捕したもの オ 自家用肥料に供するために採捕したもの（主として海藻類、ひとで類等） なお、船内で加工された塩蔵品、冷凍品、缶詰等はその漁獲物を採捕時の原形重量に換算した。
漁業経営 漁労収入	調査期間1年間の自家漁業及び自家養殖業による漁獲物、収獲物の販売収入、現物処理（自家消費、物々交換等を行った漁獲物及び収獲物）の評価額である。 なお、現物処理の評価は、調査地における市場卸売価格による。 また、養殖生産物収入には、調査経営体が営んだすべての養殖業の生産物収入を含めている。
漁労外事業 収入	調査期間1年間に漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁、農業等の事業によって得られた収入のほか、漁業用生産手段の一時的賃貸料のような漁業経営にとって付随的な収入も含んでいる。
漁労支出	調査期間1年間の自家漁業及び自家養殖業による漁獲、養殖生産物の育成、収獲、販売等に要した費用及び当年に負担すべき固定資産の減価償却費の合計とした。
漁労外事業 支出	調査期間1年間に漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁、農業等の事業に要した費用のほか、漁業用生産手段の一時的賃貸料等に係る経費も含んでいる。
漁労所得率	漁労所得率 = 漁労所得 ÷ 漁労収入 × 100

漁業固定 資本装備率	漁業固定資本装備率＝ 漁業投下固定資本÷ 最盛期の漁業 従事者数
水産加工品	ア 水産動植物を主原料として製造された食用加工品及び生 鮮冷凍水産物をいう。 イ 生産量は、水産加工場において、販売を目的として生産 した最終製品を該当項目に計上した。このため、例えば同 一加工場において、かつおからかつお節を製造し、更に、 けずり節を製造した場合は、けずり節の生産量のみを計上 している。 ただし、生鮮品を凍結した後に加工した場合には、生鮮 冷凍水産物及び該当加工品として、それぞれ計上した。
6 次産業化 事業体	漁業生産関連事業を営んでいる漁業経営体及び漁協等が運 営する漁業生産関連事業の事業所をいう。 なお、漁業経営体が複数の事業を営んでいる場合は、それ ぞれ1事業体としてカウントした。
年間販売（売 上）金額	漁業生産関連事業に係る年間販売（売上）金額は、1年間 の事業による販売（売上）金額をいう。
従事者	漁業生産関連事業に従事した者をいい、雇用者のほか、世 帯員、経営者、役員等も含む。
雇用者	漁業生産関連事業の経営のために雇った常雇い及び臨時雇 いをいう。
漁業協同組合等	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく漁業 協同組合（沿海地区に所在するものに限る。）及び漁業協同 組合連合会、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が50%以 上出資する子会社、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の 下部組織、漁業者グループをいう。 なお、漁業協同組合については、漁業経営体に該当する場 合であっても漁業協同組合等に区分した。
漁業生産関連事 業	漁業経営体又は漁協等が、自ら又は構成員（組合員）が漁 業生産によって得られた生産物を用いて営む水産加工、水産 物直売所、漁家民宿及び漁家レストランの各事業をいう。
水産物の加工	漁業経営体又は漁協等が販売を目的として、自ら又は構成 員（組合員）が漁業生産によって得られた生産物を用いて、 加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有 し、その製造活動に専従の常時従業者を使用し水産加工品を 製造することをいう。
水産物直売所	食品衛生法に基づく魚介類販売業の許可を得て、生鮮魚介 類、水産加工品を定期的に消費者と直接対面で販売するた めの施設（冷蔵設備を有し、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、木

造等十分な耐久性を有する構造であって、給水、汚物処理設備等を有する施設）を有し、その販売活動に専従の常時従事者を使用して、漁業経営体又は漁協等が自ら又は構成員（組合員）が漁業生産によって得られた生産物又はその水産加工品を販売している事業所をいう。

漁家民宿

漁業経営体が旅館業法に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得る事業をいう。

漁家レストラン

漁業経営体又は漁協等が食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら又は構成員（組合員）の生産した水産動植物をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得る事業をいう。